

『営業所専任技術者』の現場技術者との兼任について（お知らせ）

1. 公共工事における現場技術者の専任について

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。（建設業法第26条第3項）

「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。（監理技術者制度運用マニュアル 三）

2. 営業所専任技術者の職務について

「営業所専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことが職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

つまり、「営業所専任技術者」は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。

3. 営業所専任技術者が現場技術者を兼任できる条件について

しかしながら、例外的に、上記1以外の工事（工事一件の請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）未満）であって、下記の全ての要件を満たした場合は、現場の技術者を兼務することができます。

- ① 当該営業所で契約締結した建設工事で、
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、
- ③ 当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合
※ 本町においては、携帯電話等により常時連絡が取れる町内全域の工事現場とします。

『現場代理人』の常駐義務緩和について（お知らせ）

平成 23 年 11 月 14 日付け国土建第 161 号の通達（別紙参照）を受け、本町においても、平成 25 年 4 月から通達に準じた取り扱いとします。

1. 「現場代理人の常駐義務の緩和」に係る期間又は条件について

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事完了検査終了後の事務手続き等の残務処理期間
- ③ 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ④ 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでなく、かつ、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること

2. 1 に伴う「他工事の現場代理人又は技術者等の兼任」について

1 の④と、次のア～ウを全て満たす場合に適用されます。

- ア. 兼任する工事の件数は、2 件以内とします。
- イ. 工事場所は、町内全域とします。
- ウ. 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であることとします。